令和３年第４回奥州市議会定例会追加付議事件

（令和３年12月13日）

議案第27号　奥州市市有財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部改正について

議案第28号　奥州市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部改正について

議案第29号　令和３年度奥州市一般会計補正予算（第10号）

議案第30号　令和３年度奥州市工業団地整備事業特別会計補正予算（第３号）

議案第27号

奥州市市有財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部改正について

奥州市市有財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和３年12月13日提出

奥州市長　小　沢　昌　記

提案理由

普通財産である建物について、使用を開始するために要する費用並びに維持及び管理に要する費用の全部を借受人が負担すること等の条件を付して無償又は時価よりも低い価格で貸し付けることができるようにすることにより、市有財産の利活用及び地域活動の促進に資するため、本件条例を一部改正しようとするものである。

奥州市市有財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例

奥州市市有財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例（平成18年奥州市条例第54号）の一部を次のように改正する。

第１条中「条例は」の次に「、地方自治法（昭和22年法律第67号）第237条第２項の規定により」を加え、「、法令その他別に定めがあるものを除くほか」を削る。

第４条に次の１号を加える。

(3) 前２号に掲げる者以外の者に対して普通財産である建物を貸し付ける場合において、次に掲げる条件を全て満たすとき。

ア　普通財産の使用を開始するために要する費用並びにその維持及び管理に要する費用の全部を借受人が負担すること。

イ　原則として用途又は原形の変更を行わないこと。

ウ　ア及びイに掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

本則に次の１条を加える。

（補則）

第８条　この条例に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第28号

奥州市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部改正について

奥州市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和３年12月13日提出

奥州市長　小　沢　昌　記

提案理由

岩手県職員の給与制度に準じ、本市の会計年度任用職員の期末手当の支給割合を改定するため、本件条例を一部改正しようとするものである。

奥州市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

奥州市会計年度任用職員の給与等に関する条例（令和元年奥州市条例第９号）の一部を次のように改正する。

第６条中「。以下「特殊勤務手当条例」という。」を削る。

第15条第２項中「100分の130」を「100分の122.5」に改める。

附　則

この条例は、令和４年４月１日から施行する。ただし、第６条の改正規定は、公布の日から施行する。

議案第29号

令和３年度奥州市一般会計補正予算（第10号）

令和３年度奥州市一般会計補正予算（第10号）を別冊のとおり定める。

令和３年12月13日提出

奥州市長　小　沢　昌　記

議案第30号

令和３年度奥州市工業団地整備事業特別会計補正予算（第３号）

令和３年度奥州市工業団地整備事業特別会計補正予算（第３号）を別冊のとおり定める。

令和３年12月13日提出

奥州市長　小　沢　昌　記